

横浜地方裁判所委員会(第3回)議事概要

1 日時

平成16年6月4日(金)午後2時5分～午後4時2分

2 場所

横浜地方裁判所中会議室

3 出席者

(委員)

大坪丘, 小山内いづ美, 川島徳道, 北村道夫, 木村良二, 後藤ヨシ子, 佐々木勲, 鈴木由美, 中村れい子, 松尾昭一, 山崎章, 山田直子, 吉本徹也【委員長】(五十音順, 敬称略)

(中村行宏委員, 平原史樹委員は欠席)

(事務担当者)

横浜地方裁判所民事首席書記官, 同刑事首席書記官, 同事務局次長, 同総務課長, 同総務課課長補佐, 同総務課庶務第一係長

4 テーマ

「国民に身近で利用しやすい裁判所の実現のために, 主に横浜地裁本庁の施設や案内表示の面でどういった方策が考えられるか。」

(小テーマ)

ア 庁舎の案内表示

イ 受付相談窓口

ウ 待合いコーナー, 待合室関係

エ 開廷情報関係

オ その他

5 議事 (発言者/委員長, 委員, 事務担当者)

(1) 委員長あいさつ

- (2) 新任委員（松尾昭一，山田直子）自己紹介
- (3) 委員長代理の指名について
- (4) 裁判所から，前回見学した庁舎内の各施設等について，資料を示して説明
- (5) 庁舎についての意見感想

ア 庁舎の案内表示について

庁舎の案内表示について意見を伺いたい。

1階の日本大通り側の総合案内の文字が小さく，下の方が見づらいが，3階廊下の動線指示は分かりやすい。できれば1階守衛室等でコンピュータを使用した案内ができればよいのではないか。

裁判所に来庁する市民は目的がはっきりしている人が殆どである。各階の案内表示はよくできているので，まず1階での案内表示とともに，職員らから，どこへ行けばよいか分かるようにアドバイスを受けられるかが問題である。

日本大通り側の玄関を入ると守衛室があるが，その場所が引っ込んでいるため，行き先等を聞きづらい。私自身案内板を見るよりも人に聞くことが多いので，尋ねやすくしてほしい。

守衛は制服を着用しているが，制服姿の人に聞くことに躊躇をおぼえる。着衣をソフトなものに工夫できないか。

守衛の制服は規則で支給を受けて貸与しているので，変更することは難しいが，私服で執務している裁判所もあるようなので，今後どういう方法があるか検討してみたい。

行き先が分からない当事者等に尋ねられたときには，職員の誰もが気持ちよく対応してもらえるとよいと思う。

私としては，総合案内の文字の大きさを論じることが重大か否か判断しかねるが，平均的な大きさならよいのではないか。要するに，分かればよい

のではないかと思う。その他，目安箱を設置するなど徐々に改善すればよいのではないか。

今日初めてこの建物に入ったので印象が新鮮である。また，議題として，案内表示が取り上げられていることに驚いたが，とてもよいことだと思う。裁判所がどんどん開かれたものになっていくようだ。

庁舎案内は基本的には整っていると感じた。県庁では，従前案内係を置いていたが，現在は壁面に大きなインフォメーションを掲げている。県民センターなどでは，会議等が多いので，どういう会議があるかなどを大きく表示して，分かるようにしている。

エントランスのインフォメーションは重要である。市の基準で障害者用トイレ等は設備として望ましい水準が義務化されており，バリアフリーは特に充実されたい。また，同時にそれを案内にも明記されたい。それによって，裁判所という機関の取組の姿勢を，障害のない人に対しても，見せていくことができる。つまり，設備を設置するだけでなく，表示をできるだけ大きくするなどしてインフォメーションすることが必要である。

障害者用トイレやおむつ換えの設備はすでに整っている。庁舎案内には小さい表示であるがすでに載せている。これを大きくする等のインフォメーションについては検討させていただく。

前回，委員から出された，旧庁舎の写真や，案内板等のマークの由来，関東大震災の被害の模様等をインフォメーションコーナーに展示したらどうかという意見について，検討状況を事務局から説明する。

1階の日本大通り側のインフォメーションコーナーでは，来庁者に休憩していただいたり，裁判手続のパンフレットや裁判所の案内ビデオを見ていただくことができる。前回の地方裁判所委員会での「歴史ある横浜地方裁判所の写真等を展示してはどうか」との御意見を基に検討した結果，裁判所が現段階で考えていることをレジュメに沿って説明する〔資料を示し

て検討結果の説明を行った。〕。

なお、同コーナーには明治時代から現在まで、関東大震災や終戦による
接收等を経た新旧の庁舎の変遷を、写真及び模型等を展示して、横浜地方
裁判所の歴史として知っていただくようにしたいと考えている。

写真の持ち主の同意を得る等して、10月上旬くらいまでに展示の運び
としたい。

裁判所の建物の歴史の展示もそれはそれで結構である。せっかく旧庁舎
を採り入れるのであれば、この建物内にも興味深い意匠デザインが見られ
るので、そういった写真の展示なども検討してはどうか。そうすればいろ
いろな展示が継続的にできるのではないか。

余談であるが、旧庁舎の陪審員法廷は桐蔭横浜大学にあるので、興味が
あれば見学においでいただきたい。

歴史の紹介もよいが、裁判員制度等についてのインフォメーション、司
法ネットや、現在の司法制度改革の議論の状況等について、パンフレット
を備え置くというのはいかがでしょうか。

検討させていただく。

これからの新しい裁判所については、パンフレット等をインフォメーシ
ョンコーナーのブックラックに備え付けてあり、今後裁判員制度のリーフ
レット等も備え付けていく予定である。

イ 受付相談窓口について

次に、受付相談窓口についてはいかがか。

（破産の）受付で機械（受付順番票の発券機）が「いらっしやいませ」
と音声を流すのには驚いた。

県庁では、司法書士会で多重債務や自己破産などの法律相談を行ってい
たが、今は予約制にしたので、呼出しを行うということはない。簡裁の受
付相談窓口の印象はよいと思った。

前回委員から出された外国語の案内表記という御意見を参考に新しく国際化対応プロジェクトというものを作ったので、まずその説明をさせていただきます。

外国人の来庁者が増えることを想定して、3月19日に同プロジェクトを立ち上げたので、現在の状況を説明する〔資料を示して国際化対応プロジェクトの説明を行った。〕。

外国人は日本語のできる代理人や付添いを同行することが多く、これまで現場で困ったという事例は聞いていない。今説明したような英語パンフレット等は、完成したらホームページにも掲載する予定である。

今説明されたことを具体化するのを待たず、可能な限りホームページに掲載してもらいたい。そのような活動を行っていること自体を紹介すればよいのではないか。

弁護士会ではこの点いかがか。

弁護士会では刑事事件関係は、ハングル、中国語等一通りの外国語を、手続の導入部分に対応するものは用意してある。

経験上、行政の立場では、ホームページ上にあれば、今後その該当部分を印字したもので説明することができるので、その国の言葉で用意しているとよいと思う。DVの事例が外国人にも増えているので、日本語を話せる外国人であっても、警察でのやりとり等立ち入った話は難しい。また、現地出身の通訳でないとニュアンスが伝わらないことがある。フィリピン人は英語で会話ができるからよいと思っていたら、本人はタガログ語でないと正確には表現できないということもあった。将来的には、英語だけでなく、他の言語についても検討してもらいたい。

県では、英語、ハングル語、中国語、スペイン語、ポルトガル語等の対応ができるようにしている。外国人が犯罪に巻き込まれるケースも増えて来ている。オーストラリアで日本人が事件に巻き込まれて長期裁判になり、

懲役判決を受けたという話が報道された。同じことが日本在住の外国人にも起こる可能性があるので、コミュニケーション能力が必要になるだろう。

日本では、刑事被告人については、通訳制度を完備している。

先ほど説明した国際化プロジェクトの英語パンフレットの他にも、調査結果を踏まえて今後考えていきたい。

質問として、このパンフレットにはWelcomeと書いてあるが、民事事件を想定しているのか。外国人が訴訟を起こすとしたら離婚事件等が多いのか。どういうケースが考えられるのか。ケースメソッドとして、考える必要がある。言語の種類は多いので、英語を中心にするとしても、今後はアジア系統にシフトしていく方がよいのではないか。

来庁する外国人としては、民事の申立て、傍聴などもあり、またDVの当事者双方も想定している。

DVも確かに外国人が来るが、普通は代理人が付いてくる。日本語を話せない人が1人で来ることはあまりない。この1年半の間には1件もなかった。今はそれほど切実には感じていないが、とりあえず英語の表記程度を試みようとしている。他の外国語表記等は将来の検討事項と考える。英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語等については、研修を受けるなどして会話ができる職員もいるので、案内板等に外国語表記がなくても、今のところ必要なときには対応できている。

確かに、DV事案は増えても、ダイレクトには裁判所に来ないのでその手前の行政機関などへ行く件数が当面は多いのかもしれない。

始めに弁護士のところに来るときも、女性相談員やNPOが付いてくるなどで、話が分からないということはまずない。

弁護士会も外国人の対応が整ってはきているが、土日の当番弁護士の対応などでは通訳がつかまらないこともある。そういうときには20か国語

以上の言葉で書いたカードを使って面会し、自分は弁護士である、などと相手に分からせることで安心させる。

病院では、問診票をボランティアの人が外国語表記で作成し、配ったりしている。必要があればボランティアを活用するなど、全て裁判所でやらなくてもよいのではないか。

ウ、エ、オ 待合いコーナー、待合室関係、開廷情報関係について

最後に待合室、開廷表その他等について一括して意見を伺いたい。

待合室などに飾られている絵画は、庁舎内から集めて配置をしたのだとしても、場所や部屋に合った絵というものがあるはず。横浜弁護士会絵画同好会も家裁に絵を貸しているらしい。また、例えば、1階の大きな待合に見合うような絵画の寄贈の申出があったらどうするのか。

庁舎内には、職員が描いた絵や撮影した写真などを飾っている。予算的に購入は難しい。また、寄贈を受けるのは上級庁の許可が必要である。

今は行っていないが、裁判所職員のための全国作品展示会というコンクールがあり、入賞者の絵画を活用している。この会議室にあるものもそれらしい。

待合室が寂しい気がした。待合室中心に考えてほしい。

寄贈を受けると、官公庁は財産となって処分できなくなってしまうのではないか。

寄贈を受けることは難しいところがある。

今日でこのテーマを終わる予定である。他に意見はないか。

DVの相談室の場所が気になる。執行部の近くにあるのもいかがかと思う。法律家の感覚としては、DV法も保全処分なので（そこに設置した）理屈は分かるのだが、ちょっとまずいのではないかと思う。1人で来るわけではないので、DVの申立人の身になれば違和感がある。

御指摘は分かっている。現状で採りうる最良の策として、事務室の一角

にコーナーを設けて場所を作った。相談に見える方は裁判所側もすぐそれと分かるので、必要に応じて会議室等の別室へ案内するなどの方法も講じている。

競売の当事者とDVの当事者とではギャップがある。すぐにどうということではないが、検討してほしい。

外の掲示板（公示送達等の）は、ガラスから掲示物までが離れていて見えにくい。新聞記者などはよく見ているが、他にも見る人がいるはずである。

先日神奈川新聞に地裁の見学ツアーの募集が出ていたがどうであったか。

その件では、次回の委員会で申し上げる予定であったが、改めて次回のテーマをお諮りする。「国民に身近で利用しやすい裁判所の実現のために裁判所からなすべき国民へのアプローチの諸方策について」ということでよろしいか。前半に裁判所の実情を説明し、後半に御意見を伺うことで進めたい。

異議なし。

(5) 次回期日

平成16年11月9日(火)午後2時から午後4時まで(大会議室)

(6) 次回のテーマ

「国民に身近で利用しやすい裁判所の実現のために、裁判所からなすべき国民へのアプローチの諸方策について」

以上